

ライオン通の顔「Smile's」利用規約

～ご利用申込の前に必ずお読みください～

(ライオン通の顔「Smile's」の目的)

●ライオン通の顔「Smile's」は、ライオン通商店街振興組合が、組合員の相互扶助の精神に基づき組合員のために必要な共同事業を行ったり、地区内の環境の整備改善を図るための場所(区画)であり、組合員の事業の健全な発展に寄与し、あわせて公共の福祉の増進に資することを目的とするものです。

(利用)

- ライオン通の顔「Smile's」(以下「Smile's」という)は、上記目的の範囲内で研修セミナー、多種発表会やイベント等に利用することができます。
- 利用者は事前に利用目的や内容を利用申込書に記入して下さい。
- 内容によっては確認をさせていただくことがあります。

(利用料金)

- 原則使用料を徴収します。(料金表を参照)
- 使用料の納付は、利用日の3日前までに管理者に支払ってください。

(利用時間等)

- 「Smile's」の利用可能時間は10時～20時までです。
- 利用時間には準備や後片付けを含みます。お申込み時間内の利用を厳守していただき、退出時間がきまりましたら速やかに退出して下さい。
- やむを得ない理由により利用を中止する場合は、少なくとも開始30分前まで組合事務所にお電話ください。本施設前にて「利用者の都合により中止になった」旨を紙面にて通知します。ただし、来場者・受講者等の対応は利用者が責任を持って行ってください。

(施錠管理)

- 利用日当日に組合事務所にカギを取りに来てください。
- 利用終了後、施錠確認を行い、速やかに組合事務所に返却してください。

(会場利用制限)

- 利用者は、第三者に町の駅の利用権の全部または一部の譲渡・転貸することはできません。判明した場合は、今後一切、「Smile's」の利用を許可いたしません。
- 利用申込決定後または、利用中においても、次の場合には利用の取消または利用停止の処置をとる場合があります。この場合に生じる利用者のいかなる損害に対しても当振興組合は一切の責任を負いません。また未経過分の利用料の返還は行いません。
 - 申込書の記入内容が実際と異なる、または偽りがあった場合。

- 管理上または風紀上好ましくないと認められる場合。
- 関係法令に反する場合。また関係官公署の指示に反する場合。
- 募金行為、宗教活動、政治活動、各種勧誘などをした場合。
- 集団的・常習的に暴力的不法行為、反社会的行為がある場合。
- 注意に従わず、また本規約に違反すると判断した場合。
- 危険物持込、人身事故、建物・施設などを汚損・破損・紛失した場合。
- 音・振動・臭気の発生により、周囲に迷惑を及ぼす、又はそのおそれがある場合。
- 来場者・受講者数が施設の許容範囲を超え周囲に迷惑を及ぼすと判断した場合。

(免責及び損害賠償)

- 利用中の展示物及び利用者・来場者・受講者等が持ち込みになられた物（貴重品を含む）等の盗難・破損事故及び人身事故については、その原因の如何を問わず一切の責任を負いません。
- 天変地異、関係各省庁からの指導、その他当振興組合の責に帰さない事由により利用が中止されたとき損害について一切の責任を負いません。
- 「Smile's」のある建造物・設備・什器・貸出備品等を毀損・紛失された場合、その損害に対し全額賠償請求します。
- 利用者が本規約に違反したことにより当振興組合が損害を被った場合、その損害に対し全額賠償請求します。
- 当振興組合の責に帰すべき事由により利用者に損害が発生した場合、当振興組合は受領した利用料金を限度として、その損害を賠償するものとします。

(安全管理)

- 利用中は、利用者の責任の下に防災・防犯等の安全管理を行ってください。
- 「Smile's」の保安全管理の必要があると判断した場合、立入ることがあります。また防災上必要と判断した場合は、利用中であっても、機材等の移動をお願いします。
- 危険物の持ち込みは一切できません。

(荷物の搬入出及び預かりについて)

- 荷物の運搬・搬入搬出、保管中の盗難・破損及び汚損につきましては、一切関知しません。
- 貴重品、精密機器、生鮮食料品、生き物については、荷物の事前搬入及び利用中のお預かりはできません。

(利用後の原状回復)

- 「Smile's」内外の建造物・設備・貸出備品等を毀損・紛失・汚損させ、原状回復に実費や工数がかかる場合は、実費にて請求いたします。
- 利用終了にあたり、清掃は必ず行ってください。発生したごみ等はすべてお持ち帰りいただき、原則利用前の状態まで原状回復してください。

(遺失物の扱い)

●「Smile's」内での遺失物は、利用日から2ヶ月保管したのち、警察に届けることとします。

(規約の変更)

●規約の内容は、予告なく変更することがあります。その際には利用者等にお知らせする努力を行います。

料金表

	午前中 10:00~12:00	午後 12:00~17:00	夜間 17:00~20:00	全日 10:00~20:00	30分延長
基本料金	1,600	4,000	3,000	8,500	500
組合料金	800	2,000	1,500	4,500	300
冷暖房設備	100円(1時間)				

※すべて税込みの金額です。

高松ライオン通商店街振興組合

規約作成日 平成29年8月

平成30年12月改定